

理事とは？その役割と任務

日本労協連 / 協同総研 岡安喜三郎

．理事とは

1．理事（「協同労働の協同組合法案」を念頭において）

- ・ 一般には「法人の事務を処理し、これを代表し、権利を行使する機関。株式会社などでは特に取締役という」(広辞苑)
- ・ 代表理事制の協同組合、代表理事制を採らない協同組合（意思決定機関、業務執行機関）
- ・ 組合と理事との関係は委任関係（民法の規定による）

2．理事の義務

- ・ 善良なる管理者の注意をもって、その職務を行う（善管注意義務）
- ・ 法令、定款・規約、総会・理事会決議等を遵守し、組合のために忠実に職務を遂行する（忠実義務）
- ・ 理事がその地位から得た事業上の秘密を利用して、組合の犠牲において私利をはかることは避けなければならない（競業避止義務）
- ・ 理事と組合との取引の制限（自己取引、利益相反取引の制限）

3．理事の責任

(ア) 組合に損害を与えた場合

任務を怠ったことが原因
理事会の議決による行為

行為をした理事の賠償責任

賛成者は行為を行ったとみなす

反対でも異議が議事録に載ってないと…

他の理事の違法行為を防止できなかった場合、監視義務違反もありえる

(イ) 第三者に対する損害賠償責任

理事の悪意・重大な過失
賠償

その理事（達）の責任で第三者に賠償

決算等の虚偽記載が原因
理事の職務執行上の損害

上記と同じ

組合の不法行為として組合が責任
行為者の理事も個人の立場で

(ウ) 時効により消滅するまでは、過去の在任中の責任は免れ得ない

<付> 監事の義務と責任は、義務違反のあった監事の責任は理事の場合と同様。

・ トップマネジメントに関して

営利組織であろうが非営利組織であろうが、NPO であろうが協同組合であろうが、組織の発展を考える限りトップマネジメント機能は必要である。このトップマネジメントの機能如何で、その組織の社会的存在が大きく変動する。

ここからは問題提起です。大いに議論していきたいところです。

- 1 . 労協のトップマネジメント機能（案） 労協運動のリーダーシップ
高いところざしと社会的使命感を持ち、組合員の声を聞き代表し、社会的責任を第一義的に負う人
仕事起こしの協同組合として連帯性を発揮し、発展的・継続的に事業経営をすすめる最高責任者
情報の公開と参加型民主主義を徹底し、（職場において）協同組合手法に確信とロマンを持つ人
自らの組織を「社会からの預かりもの、未来からの預かりもの」として私心を排し、人を育て、組織の発展方向を追い求める人
「トップマネジメント機能を民主的に高める」機能がトップマネジメントそれ自身の中になければならない。
トップとは、「トップとは何かを常に考え続ける」人
- 2 . 労協のトップマネジメントの所在 2つの面から考える
 - 一般的には常勤の役付き理事集団の中に存在する
 - 「全組合員経営」の中に位置づくもの
（全員が個別分野でリーダーシップをとる運営）
- 3 . 「協同労働の協同組合」のアイデンティティ（「新原則案」）討議の中で

了